

後期基本計画

1. 豊かな暮らしの創造
2. 賑わいと癒しの創造
3. 人と自然が共生する社会の創造
4. 総合計画の推進にあたって

1 後期基本計画策定の趣旨

第四次熱海市総合計画は、平成 23(2011) 年度～ 32(2020) 年度の 10 年間で構想期間として平成 22 年度に策定されました。また、平成 27 年度を目標年次とした前期基本計画を定め、基本構想で示した本市の将来像「住むひとが誇りを 訪れるひとに感動を 誰もが輝く楽園都市 熱海」の実現に向けてのまちづくりを進めてきたところです。

しかし、この間に我が国の人口減少や少子高齢化の急速な進行、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生を契機とする防災・減災対策の見直し、地球環境の保全への対応、不安定な国際・経済情勢の影響、観光産業を取り巻く周辺環境の変化など社会経済情勢が大きく変動し、行政として取り組むべき新たな課題、市民との協働で進めるべき課題など様々な課題が生じています。

本市に住む市民一人ひとりが「住んでよかった」、「いつまでも住み続けたい」と真に実感できるまちであると共に、本市を訪れる人々が「海と山の自然の美しさ」、「温泉などの地域資源の素晴らしさ」を感じられるまちとして持続していくためには、市民と行政が連携・協働するとともに、本市の持つ地域資源を有効に活用して、市民生活の向上と地域の発展を図っていかなくてはなりません。

このような状況を踏まえて、平成 27 年度をもって総合計画の前期基本計画期間が終了することから、前期基本計画を継承・発展させ、新たな視点と発想を加えた「第四次熱海市総合計画後期基本計画」を策定しました。

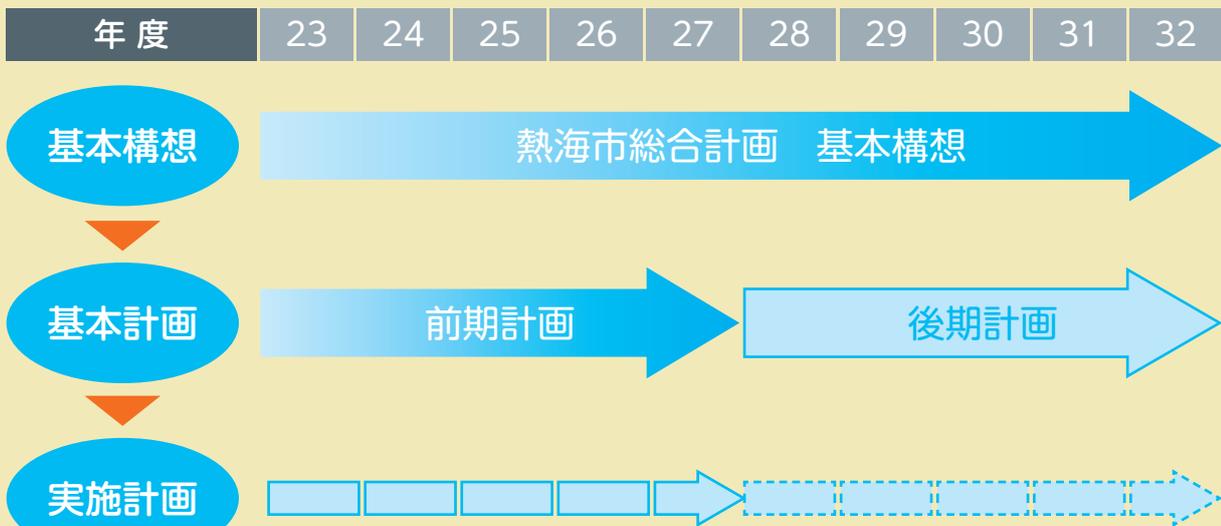
基本構想に掲げる本市の将来像を市民、産業、行政が共有し、同じ目標に向かってまちづくりに取り組むことにより、新しい熱海の価値を創造していきます。



2 後期基本計画の位置づけと期間

基本構想（平成 23 年度～平成 32 年度）に謳う将来都市像「住むひとが誇りを 訪れるひとに感動を 誰もが輝く楽園都市 熱海」を実現するための基本的施策を定めた 5 年間（平成 28 年度～平成 32 年度）の計画とします。

計画の期間



3 前期基本計画からの変更点

(1) 前期基本計画の評価と問題点の解消

前期基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度）について、その取り組みの総括的な評価（主観評価）を平成 27 年度に実施しました。

その上で、後期基本計画は、前期計画の評価や計画策定後の社会経済情勢の変化を反映させました。

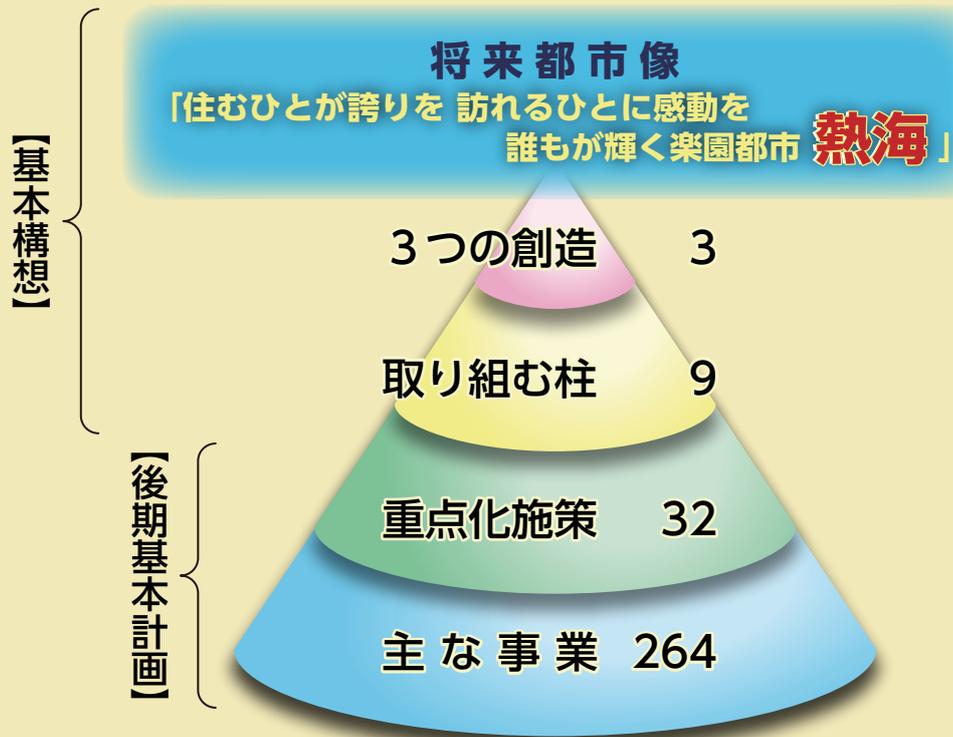
後期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の策定に当たっては、現計画に生じている問題点を解消するため以下の視点により改善に努めています。

- 社会経済情勢の変化に的確に対応する新たな計画
- 目標が明確で成果を重視し、評価できる計画
- 実現性を重視した計画
- 取り組むべき事項が明示されたわかりやすい計画

(2) 計画体系の変更

前期基本計画では行政分野別の体系としていましたが、基本構想における将来都市像とその実現に向けた「3つの創造と取り組む柱」別としました。

施策の体系図



第四次熱海市総合計画後期基本計画(2016～2020年度の5年間)

「住むひとが誇りを 訪れるひとに感動を 誰もが輝く楽園都市 熱海」

